別添様式

三重県提出経営事項審査用様式

記入例

建設機械の保有状況一覧表

1／1　ページ

No.	対象機械名称	種別または規格	メーカー	型式/製造番号	保有の状況 （自社所有・リースの別）	契約期間 （リース契約の場合のみ）	検査実施年月日 又は検査有効期限
1	ショベル系掘削機	バックホウ	日立建機	ZX40U－2／1234	自社所有 ・ リース	年　月　日～　年　月　日	令和6年7月19日
2	ブルドーザー	3．89トン	コマツ	D20A－8／5678	自社所有 ・ リース	令和3年4月1日～令和8年3月31日	令和6年9月10日
3	トラクターショベル	1．3立方メートル	[illegible]	[illegible]／91011	[illegible]ース	年　月　日～　年　月　日	令和6年8月5日
4	モーターグレーダー	24．21トン	[illegible]	[illegible]1213	[illegible]ース	年　月　日～　年　月　日	令和6年11月25日
5	ダンプ車	貨物	三菱ふそう	FV50VX-531023	自社所有 ・ リース	[illegible]	令和8年2月13日
6	高所作業車	9．9メートル	タダノ	AT-100S／1234	自社所有 ・ リース	[illegible]	令和6年6月14日
7	移動式クレーン	80トン	加藤製作所	KA－900／1819	[illegible]年　月　日～　年　月　日		新
8	締固め用機械	ロードローラー	関東鉄工	KV40CS/1234	自社所有 ・ リース	年　月　日～　年　月　日	
9	解体用機械	(解)　コンクリート圧砕機 (ベース)××××××	(解)古河ロックドリル (ベース)△△△△	(解)VSS9/VSS9001070 (ベース)□□/○○○○	自社所有 ・ リース	(解)　年　月　日～　年　月　日 (ベース)　年　月　日～　年　月　日	(解)　令和7年4月1日 (ベース)令和6年12月5日
[illegible]					自社所有 ・ リース	年　月　日～　年　月　日	
[illegible]					[illegible]ス	年　月　日～　年　月　日	
[illegible]					[illegible]ス	年　月　日～　年　月　日	
[illegible]					[illegible]ス	年　月　日～　年　月　日	
[illegible]					[illegible]ス	年　月　日～　年　月　日	
[illegible]					[illegible]ス	年　月　日～　年　月　日	

令和5年1月申請分より、ダンプ車の「種別または規格」欄には、自動車検査証記録事項の用途欄に記載されている内容を記入してください。

ダンプ車は、自動車検査証記録事項に記載されている車台番号を記入。

リース契約にあっては、審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の契約期間を有すること。

移動式クレーンは移動式クレーン検査証に記載されている型式及び刻印番号を記入。

前回と同じ機械の場合は、〇を付けること。

注：解体用機械を記載する場合、アタッチメントだけでは点数になりません。（解体用機械は解体用アタッチメントのみでは不可）
　そのため、この様式に記載がないベースマシンに付けて使用していることがわかる所有確認書類・特定自主検査記録表を持参いただき、1つの行に解体用アタッチメントおよびベースマシンの各情報を記入してください。
　また、解体用アタッチメントに関する記載には（解）、ベースマシンに関する記載には（ベース）といった、それぞれが判別できるように記載してください。

【評価対象となる建設機械】
①ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）
②ブルドーザー（自重が3トン以上のもの）
③トラクターショベル（バケット容量が0．4立方メートル以上のもの）
④モーターグレーダー（自重が5トン以上のもの）
⑤ダンプ車：土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの。
　なお、自動車検査証記録事項に「土砂禁」と記載があるなど、土砂等を運搬する貨物自動車でない場合は不可となります。
⑥移動式クレーン（つり上げ荷重3トン以上のもの）
⑦作業床の高さが2メートル以上の高所作業車
⑧締固め用機械（ロードローラー（ハンドガイドローラー含む）、タイヤローラー、振動ローラー）

記載要領5の①～④及び⑦～⑨については、検査年月日が審査基準日以前1年以内のもの、⑤及び⑥については、審査基準日が有効期限内のもの。新車の場合は「新」を記載すること。
※⑨の場合は、アタッチメント、ベースマシーンの両方とも検査を受けていることが必要。

上記のとおり、審査基準日において、経営事項審査で評価対象

令和　7　年　4　月　　30　日

審査基準日以降の日を記載。

商号又は名称、代表者名を記載。

申請者　　三重県組株式会社
　　代表取締役　三重県　花子

記載要領

1　この様式には、評価対象となる建設機械のみを記載すること。
2　項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。但し、15台を超える場合については、うち15台分のみ確認します。また複数ページにわたる場合、ページ数も記入すること。
3　売買契約書（もしくはリース契約書）や特定自主検査記録表などの確認書類の右上余白に上記記載に対応するNo. を記載し、新規掲載分はその写しを添付すること。（継続分は確認（提示）書類）
4　前回認められた機械について、自己所有及びリース契約で内容に変更のない場合は、「No. 」に○を付け、契約書類は省略すること。

5　「対象機械名称」欄は、①ショベル系掘削機、②ブルドーザー、③トラクターショベル、④モーターグレーダー、⑤ダンプ車、⑥移動式クレーン、⑦高所作業車、⑧締固め用機械及び⑨解体用機械の別を記載すること。

6　「種別または規格」欄について
①「ショベル系掘削機」にあっては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨を記載。（例：バックホウ）
②「ブルドーザー」にあっては、自重を記載。（例：3．5トン）
③「トラクターショベル」にあっては、バケット容量を記載。（例：0．5立方メートル）
④「モーターグレーダー」にあっては、自重を記載。（例：20トン）
⑤「ダンプ車」（自動車検査証の車体の形状の欄にダンプ、ダンプフルトレーラー、ダンプセミトレーラーのいずれの記載があるもの）にあっては、自動車検査証記録事項の用途欄に記載されている内容を記載。（例：貨物）
⑥「移動式クレーン」にあっては、つり上げ荷重を記載。（例：10トン）
⑦「高所作業車」にあっては、作業床の高さを記載。（例：2メートル）
⑧「締固め用機械」にあっては、ロードローラー（ハンドガイドローラー含む）、タイヤローラー、振動ローラーの機械の種別を記載。
⑨「解体用機械」にあっては、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機の機械の種別を記載。
7　「型式／製造番号」欄には、「ダンプ車」は自動車検査証記録事項に記載されている車台番号、「移動式クレーン」は移動式クレーン検査証に記載されている型式及び刻印番号、それ以外の建設機械は特定自主検査記録表に記載されている型式及び製造番号を記載すること。
8　「保有の状況」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲む。
9　「検査実施年月日又は検査有効期限」欄は、上記5の①～④及び⑦～⑨については、特定自主検査記録表の検査年月日を、⑤については自動車検査証記録事項の有効期間満了日を、⑥については移動式クレーン検査証の有効期間末日を記入すること。新車の場合は「○新」を記載すること。
10「申請者」欄は、最終ページに商号名称、代表者名を記入し、提出すること。